平成２３年（フ）第２７５１号
島根県出雲市斐川町直江4051番地１銀河Ｅ―201
債務者　宮﨑　一弘
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　昌孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月11日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７８号
和歌山市小倉293番地の６
債務者　酒井　末男
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南方　健幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５９３号
大阪府東大阪市若江東町２丁目７番１―1506号、前住所大阪府東大阪市若江東町２丁目７番２―1407号
債務者　大江　　裕
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宝本　美穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８６７号
大阪市旭区千林２丁目15番16号
債務者　久野　広一
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宝本　美穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９０２号
大阪府箕面市新稲１丁目16番29号
債務者　小嶋　信一
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝内伸治郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９７８号
大阪市西区立売堀５丁目１番11―1110号
債務者　藤原　　一
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　慎一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９９３号
大阪府枚方市養父丘１丁目２番21号
債務者　中村　　貴
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　慎一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５２号
福岡県太宰府市高雄６丁目６番21号、前住所福岡市南区老司４丁目12番９号
債務者　大塚　裕章（旧姓藤明）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　正訓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月11日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８０１号
福岡市博多区美野島２丁目25番８号、前住所福岡市東区多の津５丁目５番８―205号
債務者　岡　　光明
1　決定年月日時　平成24年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河内　美香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１号
福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―1011号
債務者　池松　良隆
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越川佳代子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５１号
福岡市西区石丸１丁目９番８―401号
債務者　インテリアおのこと　小野　新六
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３３号
北海道伊達市末永町47番地１
債務者　外崎　勝美
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　裕次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第２０３号
福岡市東区西戸崎２丁目１番30―1308号、前住所福岡市博多区博多駅東１丁目９番29―1103号
債務者　佐藤　公二
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　登
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４６８号
函館市亀田町22番29―201号、住民票上の住所北海道北斗市茂辺地１丁目１番２号
債務者　丸山　英樹
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第４８号
北海道北斗市中野通１丁目14番10号
債務者　川口　靖則
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第６４号
函館市上野町23番20号
債務者　常谷日出子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第６７号
函館市亀田町１番12号
債務者　山田　秀樹
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
函館地方裁判所